

改 正 案	現 行
1～4 （略） 5 <u>こん包及びこん包施設並びに一時保管施設</u> （1）（略） （2）<u>こん包施設</u> 告示6の（1）により生果実のこん包を行う施設（以下「<u>こん包施設</u>」という。）は、カナダ植物防疫機関が年1回指定することとされ、次の条件を満たすこととされている。また、<u>こん包施設</u>は、指定又はその取消しの都度、別記様式2により、日本国植物防疫機関宛てに通知されることとされている。 ア・イ （略） （3）<u>一時保管施設</u> 告示6の（1）により生果実を一時保管する施設は、（2）のア及びイの条件を満たすこととされている。 6 <u>輸出港</u> 告示3により、日本向けの生果実を発送するために積み込んだ船舶及び航空機の<u>輸出港</u>は、告示1の指定地域内に所在することとされている。 7 表示 告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示及び仕向地が日本である旨の表示は、それぞれ次の字句によることを基本とし、<u>各こん包又は束ねたこん包</u>の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われることとされている。 8 （略） 9 輸入検査 （1）（略） （2）植物防疫官は、告示4の（1）の植物検疫証明書が（1）の生果実に添付されていない場合、告示6の（2）の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を指示することとする。 （3）・（4）（略）	1～4 （略） 5 <u>こん包及びこん包施設並びに一時保管施設</u> （1）（略） （2）<u>こん包施設</u> 告示6の（2）により生果実のこん包を行う施設（以下「<u>こん包施設</u>」という。）は、カナダ植物防疫機関が年1回指定することとされ、次の条件を満たすこととされている。また、<u>こん包施設</u>は、指定又はその取消しの都度、別記様式2により、日本国植物防疫機関宛てに通知されることとされている。 ア・イ （略） （3）<u>一時保管施設</u> 告示6の（2）により生果実を一時保管する施設は、（2）のア及びイの条件を満たすこととされている。 6 <u>出発港及び出発空港</u> 日本向けの生果実を発送するために積み込んだ船舶及び航空機の<u>出発港及び出発空港</u>は、告示1の指定地域内に所在することとされている。 7 表示 告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示及び仕向地が日本である旨の表示は、それぞれ次の字句によることを基本とし、<u>こん包の側面等</u>の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われることとされている。 8 （略） 9 輸入検査 （1）（略） （2）植物防疫官は、告示4の（1）の植物検疫証明書が（1）の生果実に添付されていない場合、告示6の（3）の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を指示することとする。 （3）・（4）（略）